

産業厚生常任委員会報告

令和6年6月21日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年6月12日午前9時57分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開催し、6月3日に本委員会に付託されました議案5件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る6月3日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので ただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された経過と結果を報告します。

(1) 議案第44号 美浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、平成11年厚生省令第38号の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するというものであります。

介護支援専門員1人当たりの取扱件数を見直し、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準については、要介護者数に要支援者数の3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。

また、事業者間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者数に要支援者数の3分の1を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とするというものであります。

また、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内の事業所ではなくても差し支えないとするものであります。

また、身体的拘束等の適正化の推進として、利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急、やむを負えない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定すること、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものであります。

また、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングについて、要件を設けた上で、訪問に代えてテレビ電話装置等による実施を可能とすることなどが、主な改正内容であります。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に

(2) 議案第45号 美浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
は、平成18年厚生労働省令第37号の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するというものであります。

指定居宅介護支援事業者が介護予防支援の事業所指定を受ける場合の人員配置については、事業所ごとに1以上の員数の介護支援専門員を配置、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者の配置（※やむを得ない場合は介護支援専門員）、専従の管理者の配置（※同一の事業所の他の職場に従事する場合や、管理上支障がない範囲で他の事業所の職務に従事する場合は除く）など、介護支援専門員等の配置を規定するものであります。

また、身体的拘束等の適正化の推進として、利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急、やむを負えない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定すること、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものであります。

また、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングについて要件を設けた上で、訪問に代えてテレビ電話装置等による実施を可能とすることなどが、主な改正内容であります。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に

(3) 議案第46号 美浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、平成18年厚生労働省令第34号の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するというものであります。

管理者の兼務範囲の拡大として、管理者が兼務できる事業所の範囲については、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内の事業所等ではなくても差し支えないこととするというものであります。

また、身体的拘束等の適正化の推進として、利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急、やむを負えない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないことを規定すること、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けること、多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のため委員会の設置、指針の整備、研修の実施を義務付けるものであります。

また、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置を義務付けること、については、事業者が自ら委員会を設置するものであります。その他、医療機関と実効性ある連携体制を構築するために、医師等が常時相談対応を行う体制を確保していること等の協力医療機関指定のための要件等を規定するというのが、主な改正内容であります。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に

- (4) 議案第47号 美浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

は、平成18年厚生労働省令第36号の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため、条例の一部を改正するというものであります。

主な改正内容は、先ほどの議案第46号と同様に、管理者の兼務範囲の拡大、身体的拘束等の適正化の推進、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け、協力医療機関との連携体制の構築などの規定整備が、主な改正内容であります。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に

- (5) 議案第48号 美浜町産業団地事業特別会計減債基金条例を廃止する条例の制定について

は、美浜町産業団地事業特別会計減債基金の処分に伴い、関係条例を廃止したいというものであります。

減債基金とは、自治体が借りたお金の返済のために必要な資金を積み立てる基金のことです。今回、産業団地の整備に伴う福井県からの借り入れを全額返済したことにより減債基金を処分したというものであります。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

上記のとおり審査を終了し、午前11時00分本委員会を閉会いたしました。以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。